

座間市土木工事共通仕様書



平成 25 年 4月

総務部契約検査課



目次

座間市土木工事共通仕様書	1
第1編共通編	1
第1章 総則	1
1-1-1 適用	1
1-1-2 用語の定義	1
1-1-3 設計図書の照査等	4
1-1-4 工程表	4
1-1-5 施工計画書	4
1-1-6 CORINSへの登録	5
1-1-7 監督員	5
1-1-8 現場技術員	5
1-1-9 工事用地等の使用	5
1-1-10 工事の着手	6
1-1-11 工事の下請負	6
1-1-12 施工体制台帳及び下請業者編成表	6
1-1-13 請負業者相互の協力	6
1-1-14 調査・試験に対する協力	6
1-1-15 工事の一時中止	8
1-1-16 設計図書の変更	8
1-1-17 工期変更	8
1-1-18 支給材料および貸与品	9
1-1-19 工事現場発生品	9
1-1-20 建設副産物	10
1-1-21 数量の算出及び完成図	10
1-1-22 工事完成検査	10
1-1-23 既成部分検査等	11
1-1-24 随時検査及び抜打ち検査	12
1-1-25 部分使用	12
1-1-26 施工管理	12
1-1-27 履行報告	13
1-1-28 工事関係者に対する措置請求	13
1-1-29 工事中の安全確保	13
1-1-30 爆発及び火災の防止	17

1-1-3 1	後片付け	17
1-1-3 2	事故報告書	17
1-1-3 3	環境対策	17
1-1-3 4	文化財の保護	20
1-1-3 5	交通安全管理	20
1-1-3 6	施設管理	21
1-1-3 7	諸法令の遵守	21
1-1-3 8	官公庁等への手続等	24
1-1-3 9	施工時期及び施工時間の変更	25
1-1-4 0	工事測量	25
1-1-4 1	提出書類	26
1-1-4 2	不可抗力による損害	26
1-1-4 3	特許権等	26
1-1-4 4	保険の付保及び事故の損傷	27
1-1-4 5	臨機の措置	27
第2編	材料編	28
第3編	土木工事共通編	28
第1章	総則	28
第1節	総則	28
第2章	一般施行	29
第3節	共通的工種	29
第4編	河川編	31
第5編	河川海岸編	31
第6編	砂防編	31
第7編	ダム編	31
第8編	道路編	31
第6章	トンネル (NATM)	31
第8節	抗門工	31

第 1 編 共通編

第 1 章 総則

1-1-1 適用

1. 土木工事共通仕様書（以下「共通仕様書」という。）は、座間市が発注する土木工事その他これらに類する工事（以下「工事」という。）に係る、工事請負契約書（頭書を含み以下「契約書」という。）及び**設計図書**の内容について、統一的な解釈及び運用を図るとともに、その必要な事項を定め、もって契約の適正な履行の確保を図るためのものである。

共通仕様書は、神奈川県土木工事共通仕様書（平成 24 年 8 月）を準用し、一部の内容については次のとおりとする。

2. 請負者は、共通仕様書の適用に当たって、建設業法第 18 条に定める建設工事の請負契約の原則に基づく施工管理体制を遵守しなければならない。また、請負者はこれら監督、検査（完了検査、既成部分検査）にあたっては、地方自治法第 234 条 2 に基づくものであることを認識しなければならない。

3. 契約書に添付されている図面、**特記仕様書**及び工事数量総括表に記載された事項は、この仕様書に優先する。

4. **特記仕様書**、図面、工事数量総括表の間に相違がある場合、または図面からの読み取りと図面に書かれた数字が相違する場合、請負者は監督員に確認して指示を受けなければならない。

5. **設計図書**は、S I 単位を使用するものとする。S I 単位については、S I 単位と非 S I 単位が併記されている場合は（ ）内を非 S I 単位とする。

1-1-2 用語の定義

1. **監督員**とは、工事請負契約書第 9 条に基づき、発注者から請負者に通知された者をいう。

2. **契約図書**とは、契約書及び**設計図書**をいう。

3. **設計図書**とは、仕様書、図面、工事数量総括表、現場説明書及び現場説明に対する質問回答書をいう。

4. **仕様書**とは、各工事に共通する共通仕様書と工事ごとに規定される**特記仕様書**を総称していう。

5. **共通仕様書**とは、各建設作業の順序、使用材料の品質、数量、仕上げの程度、施工方法等工事を施工する上で必要な技術的要求、工事内容を説明したもののうち、あらかじめ定型的内容を盛り込み作成したものをいう。

6. **特記仕様書**とは、共通仕様書を補足し、工事の施工に関する明細または工事に固有の技術的要求を定める図書をいう。

なお、**設計図書**に基づき監督員が請負者に**指示**した**書面**及び請負者が**提出**し監督員が**承諾**した**書面**は、**特記仕様書**に含まれる。

7. **現場説明書**とは、工事の入札に参加するものに対して発注者が当該工事の契約条件等を説明するための書類をいう。
8. **質問回答書**とは、質問受付時に入札参加者が**提出**した契約条件等に関する質問に対して発注者が回答する**書面**をいう。
9. **図面**とは、入札に際して発注者が示した設計図、発注者から変更または追加された設計図、工事完成図等をいう。なお、**設計図書**に基づき監督員が請負者に**指示**した図面及び請負者が**提出**し、監督員が**書面**により**承諾**した図面を含むものとする。
10. **工事数量総括表**とは、工事施工に関する工種、設計数量及び規格を示した書類をいう。
11. **指示**とは、**契約図書**の定めに基づき、監督員が請負者に対し、工事の施工上必要な事項について**書面**により示し、実施させることをいう。
12. **承諾**とは、**設計図書**で明示した事項について、発注者若しくは監督員または請負者が**書面**により同意することをいう。
13. **協議**とは、**書面**により**契約図書**の**協議**事項について、発注者または監督員と請負者が対等の立場で合議し、結論を得ることをいう。
14. **提出**とは、監督員が請負者に対し、または請負者が監督員に対し工事に係わる**書面**またはその他の資料を説明し、差し出すことをいう。
15. **提示**とは、監督員が請負者に対し、または請負者が監督員または検査員に対して工事に係わる**書面**またはその他の資料を示し、説明することをいう。
16. **報告**とは、請負者が監督員に対し、工事の状況または結果について**書面**により知らせることをいう。
17. **通知**とは、発注者または監督員と請負者または現場代理人の間で、監督員が請負者に対し、または請負者が監督員に対し、工事の施工に関する事項について、**書面**により互いに知らせることをいう。
18. **連絡**とは、発注者または監督員と請負者または現場代理人の間で、監督員が請負者に対し、または請負者が監督員に対し、契約書第18条に該当しない事項または緊急で伝達すべき事項について、口頭、ファクシミリ、電子メールなどの署名または押印が不要な手段により互いに知らせることをいう。
なお、後日書面による連絡内容の伝達は不要とする。
19. **納品**とは、請負者が監督員に工事完成時に成果品を納めることをいう。
20. **書面**とは、手書き、印刷物等による工事打合せ簿等の工事帳票をいい、発行年月日を記載し、署名または押印したものを有効とする。
21. **工事写真**とは、工事着手前及び工事完成、また、施工管理の手段として各工事の施工段階及び工事完成後目視できない箇所の施工状況、出来形寸法、品質管理状況、工事中の災害写真等を写真管理基準に基づき撮影したものをいう。

22. **工事帳票**とは、施工計画書、工事打合せ簿、品質管理資料、出来形管理資料等の定型様式の資料、及び工事打合せ簿等に添付して提出される非定型の資料をいう。
23. **工事書類**とは、工事写真及び工事帳票をいう。
24. **契約関係書類**とは、契約書第9条第5項の定めにより監督員を経由して請負者からは発注者、または、請負者へ提出される書類をいう。
25. **工事完成図書**とは、工事完成時に納品する成果品をいう。
26. **工事関係書類**とは、契約図書、契約関係書類、工事書類、及び工事完成図書をいう。
27. **確認**とは、契約図書に示された事項について、監督員、検査員または請負者が臨場もしくは関係資料により、その内容について契約図書との適合を確かめることをいう。
28. **立会**とは、契約図書に示された項目について、監督員が臨場により、その内容について契約図書との適合を確かめることをいう。
29. **検査**とは、検査員が契約書第31条、第37条、第38条に基づいて給付の完了の確認を行うことをいい、その種類は座間市工事検査規程（以下「検査規程」という。）第3条による。
30. **検査員**とは、契約書第31条、第37条、第38条の規定に基づき、工事検査を行うために検査規程第5条に掲げるものをいう。
31. **随時検査及び抜打ち検査**とは、検査規程に基づき行うものをいい、請負代金の支払いを伴うものではない。
32. **同等以上の品質**とは、特記仕様書で指定する品質または特記仕様書に指定がない場合、監督員が承諾する試験機関の品質確認を得た品質または、監督員の承諾した品質をいう。なお、試験機関において品質を確かめるために必要となる費用は、請負者の負担とする。
33. **工期**とは、契約図書に明示した工事を実施するために要する準備及び後片付け期間を含めた始期日から終期日までの期間をいう。
34. **工事開始日**とは、工期の始期日または設計図書において規定する始期日をいう。
35. **工事着手日**とは、工事開始日以降の実際の工事のための準備工事（現場事務所等の建設または測量を開始することをいい、詳細設計を含む工事にあってはそれを含む）の初日をいう。
36. **工事**とは、本体工事及び仮設工事、またはそれらの一部をいう。
37. **本体工事**とは、設計図書に従って、工事目的物を施工するための工事をいう。
38. **仮設工事**とは、各種の仮工事にあつて、工事の施工および完成に必要なものをいう。
39. **工事区域**とは、工事用地、その他設計図書で定める土地または水面の区域をいう。
40. **現場**とは、工事を施工する場所及び工事の施工に必要な場所及び設計図書で明確に指定される場所をいう。
41. **S I**とは、国際単位系をいう。
42. **現場発生品**とは、工事の施工により現場において副次的に生じたもので、その所有権は発注者に帰属する。

43. J I S規格とは、日本工業規格をいう。

1-1-3 設計図書の照査等

1. 請負者からの要求があり、監督員が必要と認めた場合、請負者に図面の原図を貸与することが出来る。

ただし、共通仕様書等公開されているものについては、請負者が備えなければならない。

2. 請負者は、施工前及び施工途中において、自らの負担により契約書第18条第1項第1号から第5号に係る設計図書の照査を行い、該当する事項がある場合は、監督員にその事実が確認できる資料を書面により提出し、確認を求めなければならない。なお、確認できる資料とは、現地地形図、設計図との対比図、取合い図、施工図等を含むものとする。また、請負者は監督員から更に詳細な説明または書面の追加要求があった場合は従わなければならない。

3. 請負者は、契約の目的のために必要とする以外は、契約図書、及びその他の図書を監督員の承諾なくして第三者に使用させ、または伝達してはならない。

1-1-4 工程表

請負者は、契約書第3条第2項に規定する工程表を任意の書式により作成し、監督員を経て発注者に提出しなければならない。

1-1-5 施工計画書

1. 請負者は、工事着手前に工事目的物を完成するために必要な手順や工法について施工計画書を監督員に提出しなければならない。請負者は、施工計画書を遵守し工事の施工に当たらなくてはならない。この場合、請負者は、施工計画書に次の事項について記載しなければならない。ただし、請負者は維持工事等簡易な工事においては監督員の承諾を得て記載内容の一部を省略することができる。

- | | |
|-------------------------------|----------------|
| (1) 工事概要 | (2) 計画工程表 |
| (3) 現場組織表 | (4) 指定機械 |
| (5) 主要船舶・機械 | (6) 主要資材 |
| (7) 施工方法（主要機械、仮設備計画、工事用地等を含む） | |
| (8) 施工管理計画 | (9) 安全管理 |
| (10) 緊急時の体制及び対応 | (11) 交通管理 |
| (12) 環境対策 | (13) 現場作業環境の整備 |
| (14) 再生資源の利用の促進と建設副産物の適正処理方法 | |
| (15) その他 | |

2. 請負者は、施工計画書の内容に重要な変更が生じた場合には、その都度当該工事に着手す

る前に変更する事項について、変更施工計画書を監督員に提出しなければならない。

3. 請負者は、施工計画書を提出した際、監督員が指示した事項について、さらに詳細な施工計画書を提出しなければならない。

1-1-6 CORINSへの登録

座間市公共工事共通取扱書第2章第1節 共通仕様（1）CORINSへの登録による。

1-1-7 監督員

1. 当該工事における監督員の権限は、契約書第9条第2項に規定した事項である。
2. 監督員がその権限を行使するときは、書面により行うものとする。ただし、緊急を要する場合は監督員が、請負者に対し口頭による指示を行えるものとする。口頭による指示等が行われた場合には、後日書面により監督員と請負者の両者が指示内容等を確認するものとする。

1-1-8 現場技術員

請負者は、設計図書で建設コンサルタント等に委託した現場技術員の配置が明示された場合は、次の事項によらなければならない。

1. 現場技術員が監督員に代わり現場で立会等の臨場をする場合には、その業務に協力しなければならない。

また、書類（計画書、報告書、データ、図面等）の提出に関し、説明を求められた場合はこれに応じなければならない。

ただし、現場技術員は、契約書第9条に規定する監督員ではなく、指示、承諾、協議及び確認の適否等を行う権限は有しない。

2. 監督員から請負者に対する指示または、通知等を現場技術員を通じて行うことがあるので、この際は監督員から直接指示又は、通知があったものと同様である。
3. 監督員の指示により、請負者が監督員に対して行う報告または通知は、現場技術員を通じて行うことができるものとする。

1-1-9 工事用地等の使用

1. 請負者は、発注者から使用承認あるいは提供を受けた工事用地は、善良なる管理者の注意を持って維持・管理するものとする。
2. 設計図書において請負者が確保するものとされる用地及び施工上請負者が必要とする用地については、自ら準備し、確保するものとする。この場合において、工事の施工上請負者が必要とする用地とは、営繕用地（請負者の現場事務所、宿舍、駐車場）及び型枠または鉄筋作業場等専ら請負者が使用する用地並びに構造物掘削等に伴う借地等をいう。
3. 請負者は、工事の施工上必要な土地等を第三者から借地または買収したときは、その土地

等の所有者との間の契約を遵守し、その土地等の使用による苦情または紛争が生じないように勤めなければならない。

4. 請負者は、第1項に規定した工事用地の使用終了後は、設計図書の定めまたは監督員の指示に従い復旧の上、速やかに発注者に返還しなければならない。工事の完成前に発注者が返還を要求した場合も速やかに発注者に返還しなければならない。
5. 発注者は第1項に規定した工事用地等について請負者が復旧の義務を履行しないときは請負者の費用負担において自ら復旧することができるものとし、その費用は請負者に支払うべき請負代金額から控除するものとする。この場合において、請負者は、復旧に要した費用に関して発注者に異議を申し立てることができない。
6. 請負者は、提供を受けた用地を工事用仮設物等の用地以外の目的に使用してはならない。

1-1-10 工事の着手

請負者は、特記仕様書に定めのある場合を除き、特別の事情がない限り、契約書に定める工事始期日以降 30 日以内に工事に着手しなければならない。

1-1-11 工事の下請負

請負者は、下請負に付する場合には、次の各項に掲げる要件をすべて満たさなければならない。

- (1) 請負者が、工事の施工につき総合的に企画、指導及び調整するものであること。
- (2) 下請負者が座間市の競争入札参加資格者である場合には、営業停止、指名停止期間中でないこと。
- (3) 下請負者は、当該下請負工事の施工能力を有していること。

1-1-12 施工体制台帳及び下請業者編成表

座間市公共工事共通取扱書第2章第1節共通仕様(5)施工体制台帳及び下請業者編成表による。

1-1-13 請負業者相互の協力

請負者は、契約書第2条の規定に基づき隣接工事または関連工事の請負業者と相互に協力し、施工しなければならない。

また、電力、通信、水道施設等の他事業者が施工する関連工事が同時に施工される場合にも、これら関係者と相互に協力しなければならない。

1-1-14 調査・試験に対する協力

1. 請負者は、発注者が自らまたは発注者が指定する第三者が行う調査及び試験に対して、監

監督員の指示によりこれに協力しなければならない。この場合、発注者は、具体的な内容等を事前に請負者に通知するものとする。

2. 請負者は、当該工事が発注者の実施する公共事業労務調査の対象工事となった場合には、次の各号に掲げる協力をしなければならない。工期経過後においても同様とする。
 - (1) 調査票に必要な事項を正確に記入し、発注者に提出する等必要な協力をしなければならない。
 - (2) 調査票等を提出した事業所を発注者が、事後に訪問して行う調査・指導の対象になった場合には、その実施に協力しなければならない。
 - (3) 正確な調査票の提出が行えるよう、労働基準法等に従い就業規則を作成するとともに賃金台帳を調製・保存する等、日頃より使用している現場労働者の賃金時間管理を適切に行わなければならない。
 - (4) 対象工事の一部について下請契約を締結する場合には、当該請負工事の請負者（当該下請工事の一部に係る二次以降の下請負人を含む。）が前号と同様の義務を負う旨を定めなければならない。
3. 請負者は、当該工事が発注者の実施する諸経費動向調査の対象工事となった場合には、調査等の必要な協力をしなければならない。工期経過後においても同様とする。
4. 請負者は、当該工事が発注者の実施する施工合理化調査の対象工事となった場合には、調査等の必要な協力をしなければならない。工期経過後においても同様とする。
5. 請負者は、当該工事が座間市公共工事低入札価格調査取扱要綱の規定に基づく調査基準価格を下回る価格で落札した場合は、事後の事情聴取に協力するとともに、次に掲げる措置をとらなければならない。
 - (1) 請負者は、監督員の求めに応じて、施工体制台帳を提出しなければならない。また、書類の提出に際して、その内容についてヒアリングを求められたときは、請負者はこれに応じなければならない。
 - (2) 第1編1-1-5に基づく施工計画書の提出に際して、その内容についてヒアリングを求められたときは、請負者はこれに応じなければならない。
 - (3) 請負者は、間接工事費等の諸経費について、監督員から資料等を求められた場合には、速やかに監督員に提出しなければならない。
 - (4) 請負者は、間接工事費等諸経費について、監督員から説明を求められた場合には、これに応じなければならない。

なお、監督員からその内容の説明を下請業者へも行う場合があるので、請負者は了知するとともに、下請業者に周知しなければならない。
6. 請負者は、工事現場において独自の調査・試験等を行う場合、具体的な内容を事前に監督員に説明し、承諾を得なければならない。

また、請負者は、調査・試験等の成果を公表する場合、事前に発注者に説明し、承諾を得なければならない。

1-1-15 工事の一時中止

1. 発注者は、契約書第 20 条の規定に基づき次の各号に該当する場合においては、あらかじめ請負者に対して通知した上で、必要とする期間、工事の全部または一部の施工について一時中止させることができる。

なお、暴風、豪雨、洪水、高潮、地震、地すべり、落盤、火災、騒動、暴動その他自然的または人為的な事象による工事の中断については、1-1-45 臨機の措置により、請負者は、適切に対応しなければならない。

(1) 埋蔵文化財の調査、発掘の遅延および埋蔵文化財が新たに発見され、工事の続行が不
適当または不可能となった場合

(2) 関連する他の工事の進捗が遅れたため工事の続行を不相当と認めた場合

(3) 工事着手後、環境問題等の発生により工事の続行が不相当または不可能となった場合

2. 発注者は、請負者が契約図書に違反しまたは監督員の指示に従わない場合等、監督員が必要と認めた場合は、工事の中止内容を請負者に通知し、工事の全部または一部の施工について一時中止させることができるものとする。

3. 前 1 項および 2 項の場合において、請負者は施工を一時中止する場合は中止期間中の維持・管理に関する基本計画書を監督員を通じて発注者に提出し、承諾を得るものとする。

また、請負者は工事の再開に備え工事現場を保全しなければならない。

1-1-16 設計図書の変更

設計図書の変更とは、入札に際して発注者が示した設計図書を、発注者が指示した内容及び設計変更の対象となることを認めた協議内容に基づき、発注者が修正することをいう。

1-1-17 工期変更

1. 契約書第 15 条第 7 項、第 17 条第 1 項、第 18 条第 5 項、第 19 条、第 20 条第 3 項、第 21 条及び第 43 条第 2 項の規定に基づく工期の変更について、契約書第 23 条の工期変更協議の対象であるか否かを監督員と請負者の間で確認する(本条において以下「事前協議」という。)ものとし、監督員はその結果を請負者に通知するものとする。

2. 請負者は、契約書第 18 条第 5 項及び第 19 条に基づき設計図書の変更または訂正が行われた場合、第 1 項に示す事前協議において工期変更協議の対象であると確認された事項について、必要とする変更日数の算出根拠、変更工程表その他必要な資料を添付の上、契約書第 23 条第 2 項に定める協議開始の日までに工期変更に関して監督員と協議しなければならない。

3. 請負者は、契約書第 20 条に基づく工事の全部若しくは一部の施工が一時中止となった場合、第 1 項に示す事前協議において工期変更協議の対象であると確認された事項について、必要とする変更日数の算出根拠、変更工程表その他必要な資料を添付の上、契約書第 23 条 2 項に定める協議開始の日までに工期変更に関して監督員と協議しなければならない。
4. 請負者は、契約書第 21 条に基づき工期延長を求める場合、第 1 項に示す事前協議において工期変更の対象であると確認された事項について、必要とする延長日数の算出根拠、変更工程表その他必要な資料を添付の上、契約書第 23 条第 2 項に定める協議開始の日までに工期変更に関して監督員と協議しなければならない。
5. 請負者は、契約書第 22 条第 1 項に基づき工期の短縮を求められた場合、可能な短縮日数の算出根拠、変更工程表その他必要な資料を添付の上、契約書第 23 条第 2 項に定める協議開始の日までに工期変更に関して監督員と協議しなければならない。

1-1-18 支給材料及び貸与品

1. 請負者は、支給材料及び貸与品を契約書第 15 条第 8 項の規定に基づき善良な管理者の注意をもって管理しなければならない。
2. 請負者は、支給材料及び貸与品の受払状況を記録した帳簿を備え付け、常にその残高を明らかにしておかなければならない。
3. 請負者は、工事完成時（完成前に工事工程上、支給材料の精算が可能な場合は、その時点。）に、支給品精算書を監督員を通じて発注者に提出しなければならない。
4. 契約書第 15 条第 1 項に規定する「引渡場所」は、設計図書または監督員の指示によるものとする。
5. 請負者は、契約書第 15 条第 9 項「不要となった支給材料または貸与品の返還」の規定に基づき返還する場合、監督員の指示に従うものとする。

なお、請負者は、返還が完了するまで材料の損失に対する責任を免れることはできないものとする。
6. 請負者は、支給材料及び貸与品の修理等を行う場合、事前に監督員の承諾を得なければならない。
7. 請負者は、支給材料及び貸与品を他の工事に流用してはならない。
8. 支給材料及び貸与品の権利者は、請負者が管理する場合でも発注者に属するものとする。

1-1-19 工事現場発生品

1. 請負者は、設計図書に定められた現場発生品について、現場発生品調書を作成し、設計図書または監督員の指示する場所で監督員に引き渡すとともに、あわせて現場発生品調書を作成し、監督員を通じて発注者に提出しなければならない。

2. 請負者は、第1項以外のものが発生した場合、監督員に連絡し、監督員が引き渡しを指示したのについては、現場発生品調書を作成し、設計図書または監督員の指示する場所で監督員に引き渡すとともに、あわせて現場発生品調書を作成し、監督員を通じて発注者に提出しなければならない。

1-1-20 建設副産物

1. 請負者は、掘削により発生した石、砂利、砂その他の材料を工事に用いる場合、設計図書によるものとするが、設計図書に明示がない場合には、本体工事または設計図書に指定された仮設工事にあつては、監督員と協議するものとし、設計図書に明示がない任意の仮設工事にあつては、監督員の承諾を得なければならない。
2. 請負者は、産業廃棄物が搬出される工事にあつては、産業廃棄物管理表（紙マニフェスト）または電子マニフェストにより、適正に処理されていることを確かめるとともに監督員に提示しなければならない。
3. 請負者は、産業廃棄物適正処理推進要綱（国土交通省事務次官通達、平成14年5月30日）、再生資源の利用の促進について、（建設大臣官房技術審議官通達、平成3年10月25日）（航空局飛行場部建設課長通達、平成4年1月24日）、建設汚泥の再生利用に関するガイドライン（国土交通事務次官通達、平成18年6月12日）を遵守して、建設副産物の適正な処理及び再生資源の活用を図らなければならない。
4. 座間市公共工事共通取扱書第2章第1節共通仕様（3）建設廃棄物の取扱及び建設副産物の実態調査に係る仕様書による。

1-1-21 数量の算出及び完成図

1. 請負者は、出来形数量を算出するために出来形測量を実施しなければならない。
2. 請負者は、出来形測量の結果を基に、土木工事数量算出要領（案）（関東地方整備局企画部監修）及び設計図書に従って、出来形数量を算出し、その結果を監督員に提出しなければならない。

出来形数量の結果が、設計図書の寸法に対し、土木工事施工管理基準及び規格値を満足していれば、出来形数量は設計数量とする。

なお、設計数量とは、設計図書に示された数量及びそれを基に算出された数量をいう。
3. 請負者は、出来形測量の結果及び設計数量に従って完成図を作成し、監督員に提出しなければならない。

1-1-22 工事完成検査

1. 請負者は、契約書第31条の規定に基づき、工事完成届を監督員に提出しなければならない

- い。
2. 請負者は、工事完成届を監督員に提出する際には、次の各号に掲げる要件をすべて満たさなくてはならない。
 - (1) 設計図書（追加、変更指示も含む。）に示されるすべての工事が完成していること。
 - (2) 契約書第 17 条第 1 項の規定に基づき、監督員の請求した改造が完成していること。
 - (3) 設計図書により義務付けられた工事記録写真、出来形管理資料、工事関係図等の資料の整備がすべて完了していること。
 - (4) 契約変更を行う必要が生じた工事においては、最終変更契約を発注者と締結していること。
 3. 発注者は、工事完成検査に先立って、監督員を通じて請負者に対して検査日を通知するものとする。
 4. 検査員は、監督員及び請負者等の臨場の上、工事目的物を対象として契約図書と対比し、次の各号に掲げる検査を行うものとする。
 - (ア) 工事の出来形について、形状、寸法、精度、数量、品質及び出来ばえ
 - (イ) 工事管理状況に関する書類、記録及び写真等
 5. 検査員は、修補の必要があると認めた場合には、請負者に対して、期限を定めて修補の指示を行うことができるものとする。
 6. 修補の完了が確認された場合は、その指示の日から補修完了の確認の日までの期間は、契約書第 31 条第 2 項に規定する期間に含めないものとする。
 7. 請負者は、当該工事完了検査について、第 3 篇 1 - 1 - 5 第 3 項の規定を準用する。

1 - 1 - 2 3 既成部分検査等

1. 請負者は、契約書第 37 条第 2 項の部分払い確認の請求を行った場合、または、契約書第 38 条第 1 項の工事完成の通知を行った場合は、既成部分に係わる検査を受けなければならない。
2. 請負者は、契約書第 37 条に基づく部分払いの請求を行うときは、前項の検査を受ける前に工事の出来高に関する資料を作成し、監督員に提出しなければならない。
3. 検査員は、監督員及び請負者の臨場の上、工事目的物を対象として工事の出来形に関する資料と対比し、次の各号に掲げる検査を行うものとする。
 - (1) 工事の出来形について、形状、寸法、精度、数量、品質及び出来ばえ
 - (2) 工事管理状況について書類、記録及び写真等を参考にして検査を行う
4. 請負者は、検査員の指示による修補については、前条の第 5 項の規定に従うものとする。
5. 請負者は、当該既済部分検査については、第 3 篇 1 - 1 - 5 第 3 項の規定を準用する。
6. 請負者は、既済部分検査に先立って、監督員を通じて請負者に対して検査日を通知するも

のとする。

7. 請負者は、契約書第 34 条に基づく中間前払金の請求を行うときは、認定を受ける前に履行報告書を作成し、監督員に提出しなければならない。

1-1-24 随時検査及び抜き打ち検査

1. 請負者は、検査規程第 3 条に基づく、随時検査及び抜き打ち検査を受けなければならない。
2. 随時検査は、設計図書において対象工事と認められた工事等について検査規程第 3 条に基づき実施するものとする。
3. 随時検査は、工事主幹部長の求めによって行うものとし、発注者は請負者に対して随時検査を実施する旨及び検査日を監督員を通じて事前に通知するものとする。
4. 抜き打ち検査は、座間市「抜き打ち検査実施要領」において対象工事とされた工事について実施要領に基づき実施するものとする。
5. 検査員は、監督員及び請負者の臨場の上、工事目的物を対象として設計図書と対比し、次の各号に掲げる検査を行うものとする。
 - (1) 工事の出来形について、形状、寸法、精度、数量、品質及び出来ばえの検査を行う。
 - (2) 工事管理状況について、書類、記録及び写真等を参考にして検査を行う。

1-1-25 部分使用

1. 発注者は、請負者の同意を得て部分使用できるものとする。
2. 請負者は、発注者が契約書第 33 条の規定に基づく当該工事に係わる部分使用を行う場合には、監督員による品質及び出来形等の検査（確認を含む）を受けるものとする。

1-1-26 施工管理

1. 請負者は、工事の施工に当たっては、施工計画書に示される作業手順に従い施工し、品質及び出来形が設計図書に適合するよう、十分な施工管理をしなければならない。
2. 請負者は、契約図書に適合するよう工事を施工するために、施工管理体制を確立しなければならない。
3. 監督員は、以下に掲げる場合、設計図書に示す品質管理の測定頻度及び出来形管理の測定密度を変更することができるものとする。この場合、請負者は、監督員の指示に従うものとする。これに伴う費用は、請負者の負担とする。
 - (1) 工事の初期で作業が定常的になっていない場合
 - (2) 管理試験結果が限界値に異常接近した場合
 - (3) 試験の結果、品質及び出来形に均一性を欠いた場合
 - (4) 前各号に掲げるもののほか、監督員が必要と判断した場合

4. 請負者は、工事期間中現場内及び周辺の整理整頓に努めなければならない。
5. 請負者は、施工に際し施工現場周辺並びに他の構造物及び施設などへ影響を及ぼさないよう施工しなければならない。
6. 請負者は、作業員が健全な身体と精神を保持できるよう作業場所、現場事務所及び作業員宿舎等における良好な作業環境の確保に努めなければならない。
7. 請負者は、工事中に物件を発見または拾得した場合、直ちに関係機関へ通知するとともに、監督員へ連絡しその対応について指示を受けるものとする。
8. 請負者は、「座間市土木工事施工管理基準書」が定める「土木工事施工管理基準及び規格値」により施工管理を行い、その記録及び関係書類を直ちに作成、保管し、工事完成時に監督員へ提出しなければならない。
ただし、それ以外で監督員から請求があった場合は直ちに提出しなければならない。
なお、出来形管理基準及び品質管理基準が定められていない工種については、監督員と協議の上、施工管理を行うものとする。

1-1-27 履行報告

請負者は、契約書第 11 条の規定に基づき、工事履行報告書を監督員に提出しなければならない。

1-1-28 工事関係者に対する措置請求

1. 発注者は、現場代理人が工事目的物の品質・出来形の確保及び工期の遵守に関して、著しく不相当と認められるものがあるときは、請負者に対して、その理由を明示した書面により、必要な措置をとるべきことを請求することができる。
2. 発注者または監督員は、主任技術者（監理技術者）、専任技術者（これらの者と現場代理人を兼務するものを除く。）が工事目的物の品質・出来形の確保及び工期の遵守に関して、著しく不相当と認められるものがあるときは、請負者に対して、その理由を明示した書面により、必要な措置をとるべきことを請求することができる。

1-1-29 工事中の安全確保

1. 請負者は、土木工事安全施工技術指針（国土交通省大臣官房技術審議官通達、平成 21 年 3 月 31 日）、建設機械施工安全技術指針（国土交通省大臣官房技術調査課長、国土交通省総合政策局建設施工企画課長通達、平成 17 年 3 月 31 日）、「港湾工事安全施工指針（社）日本埋立浚渫協会」、「潜水作業安全施工指針（社）日本潜水協会」および「作業船団安全運行指針（社）日本海上起重技術協会」、JIS A 8972(斜面・法面工事用仮設設備)を参考にして、常に工事の安全に留意し現場管理を行い災害の防止を図らなければならない。

- ただし、これらの指針は当該工事の契約条項を超えて請負者を拘束するものではない。
2. 請負者は、工事施工中、監督員及び管理者の許可なくして、流水及び水陸交通の支障となるような行為、または公衆に支障を及ぼすなどの施工をしてはならない。
 3. 請負者は、工事箇所及びその周辺にある地上地下の既設構造物に対して支障を及ぼさないよう必要な措置を施さなければならない。
 4. 請負者は、豪雨、出水、土石流、その他天災に対しては、天気予報などに注意を払い、常に災害を最小限度に食い止めるため防災体制を確立しておかなくてはならない。
 5. 請負者は、工事現場付近における事故防止のため一般の立入りを禁止する場合、その区域に、柵、門扉、立入禁止の標示板等を設けなければならない。
 6. 請負者は、工事期間中、安全巡視を行い、工事区域及びその周辺の監視あるいは連絡を行い安全を確保しなければならない。
 7. 請負者は、工事現場のイメージアップを図るため、現場事務所、作業員宿舎、休憩所または作業環境等の改善を行い、快適な職場を形成するとともに、地域との積極的なコミュニケーション及び現場周辺の美装化に努めるものとする。
 8. 請負者は、工事着手後、作業員全員の参加により月当たり、半日以上の時間を割当て、次の各号から実施する内容を選択し、定期的に安全に関する研修・訓練等を実施しなければならない。
 - (1) 安全活動のビデオ等視覚資料による安全教育
 - (2) 当該工事内容等の周知徹底
 - (3) 工事安全に関する法令、通達、指針等の周知徹底
 - (4) 当該工事における災害対策訓練
 - (5) 当該工事現場で予想される事故対策
 - (6) その他、安全・訓練等として必要な事項
 9. 請負者は、工事の内容に応じた安全教育及び安全訓練等の具体的な計画を作成し、施工計画書に記載して、監督員に提出しなければならない。
 10. 請負者は、安全教育及び安全訓練の実施状況について、ビデオ等または工事報告等に記録した資料を整備及び保管し、監督員の請求があった場合は直ちに提示するものとする。
 11. 請負者は、所轄警察署、道路管理者、鉄道事業者、河川管理者、労働基準監督署等の関係者及び関係機関と緊密な連絡を取り、工事中の安全を確保しなければならない。
 12. 請負者は、工事現場が隣接しまたは同一場所において別途工事がある場合は、請負業者間の安全施工に関する緊密な情報交換を行うとともに、非常時における臨機の措置を定める等の連絡調整を行うため、関係者による工事関係者連絡会議を組織するものとする。
 13. 監督員が、労働安全衛生法（平成 18 年 6 月 2 日改定 法律第 50 号）第 30 条第 1 項に規定する措置を講じる者として、同条第 2 項の規定に基づき、請負者を指名した場合には、請

負者はこれに従うものとする。

14. 請負者は、工事中における安全の確保をすべてに優先させ、労働安全衛生法（平成 18 年 6 月 2 日改定 法律第 50 号）等関連法令に基づく措置を講じておくものとする。特に重機械の運転、電気設備等については、関係法令に基づいて適切な措置を講じておかなければならない。
15. 災害発生時においては、第三者及び作業員等の人命の安全確保をすべてに優先させるものとし、応急措置を講じるとともに、直ちに関係機関に通報及び監督員に連絡しなければならない。
16. 請負者は、工事施工箇所に地下埋設物件等が予想される場合には、当該物件の位置、深さ等を調査し監督員に報告しなければならない。
17. 請負者は施工中、管理者不明の地下埋設物件等を発見した場合は、監督員に報告し、その措置については占用者全体の現地確認を求め、管理者を明確にしなければならない。
18. 請負者は、地下埋設物件に損害を与えた場合は、直ちに関係機関に通報及び監督員に連絡し、応急措置をとり補修しなければならない。
19. 請負者は、工事現場の一般通行人の見易い場所に、下記の事項を記入した大型の標示板（工事中標示板）を設置するものとし、図-1 を標準とする。

また、工事箇所が広範囲にわたる場合等には、適宜見易い場所に工事説明看板を設置するものとし、図-1（工事中標示板）、図-2（工事説明看板）を標準とする。また、工事着手予定の一週間前までには、路上工事の開始を事前に周知する図-3（工事情報看板）を標準とし設置する

- ・ 挨拶文
- ・ 工事内容
- ・ 期間(交通上支障を与える実際の期間)、作業時間
- ・ 工事種別
- ・ 請負業者名
- ・ 発注者名、 電話番号（代表）
- ・ 施工者名、電話番号（本社または現場事務所）
- ・ 市章

図-1 工事中標示板

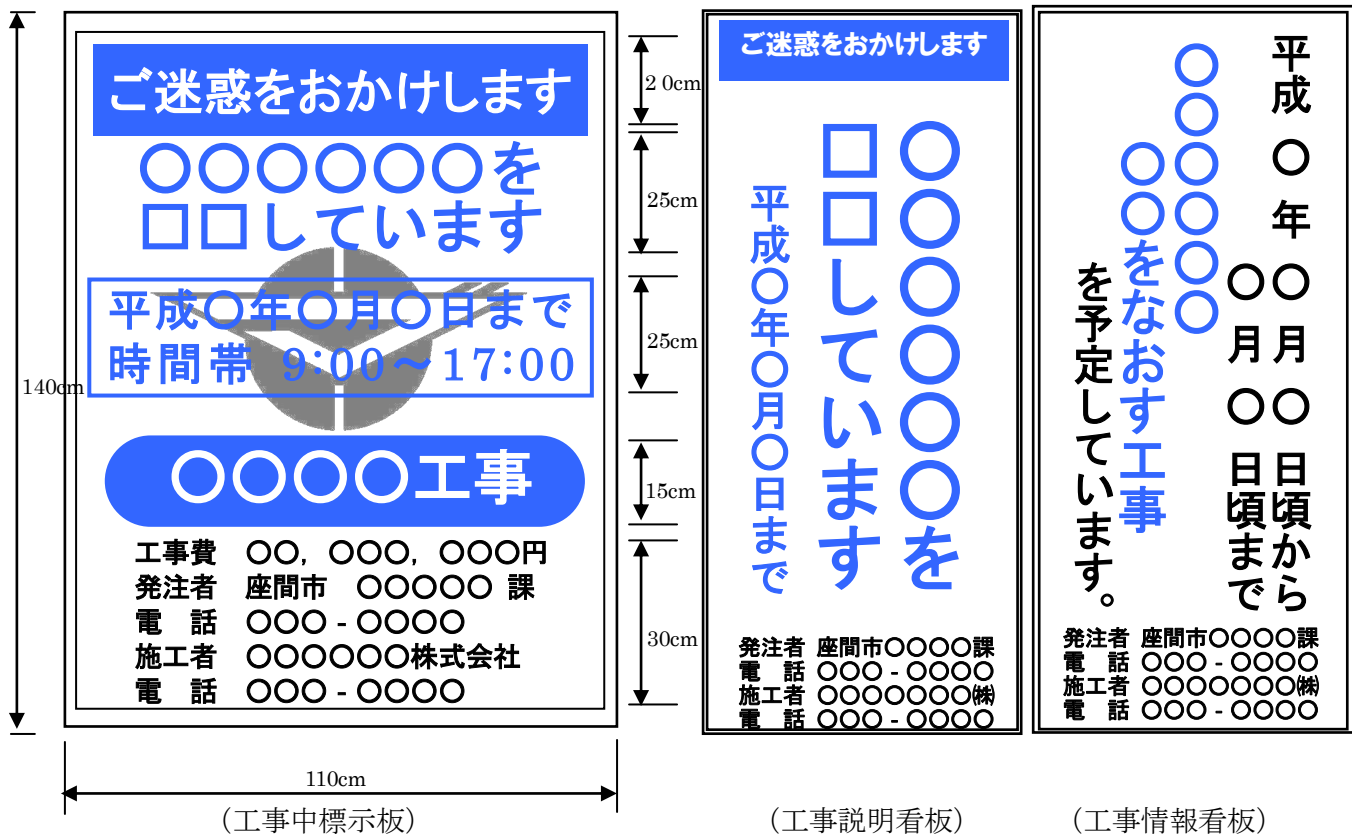
- ・ 工事内容(何の工事を何の目的で実施しているか)
- ・ 工事終了日、時間帯
- ・ 工事種別
- ・ 請負工事費
- ・ 工事担当課、電話番号 (直通)
- ・ 市章 (黄色を標準)
- ・ 請負業社名、電話番号、
- ・ 他企業の照会ステッカー (関係している場合)

図-2 工事説明看板

- ・ 工事内容
- ・ 工事終了日
- ・ 工事担当課
- ・ 直通電話番号
- ・ 請負業社名
- ・ 電話番号

図-3 工事情報看板

- ・ 工事予定日
- ・ 工事終了日
- ・ 工事内容
- ・ 工事担当課
- ・ 直通電話番号
- ・ 請負業社名
- ・ 電話番号



色彩は、「ご迷惑をおかけします」等の挨拶文、「〇〇〇〇工事」の工事種別については青地に白抜き文字とし、「〇〇〇〇をなおります」等の工事内容、工事期間については青色文字、その他の文字及び縁は黒色、地を白色とする。

- ・ 工事中標示板の縁の余白は2cm、縁線の太さは1cm、区画線の太さは0.5cmとする。
- ・ 工事中標示板の市章の色は黄色を標準とし、大きさは縦40cm・横80cm程度とする。
- ・ 「工事種別」「工事内容」は、工事ごとに監督員の指示による。
- ・ 工事情報看板の「〇〇〇〇をなおります工事」等の情報種別については青色文字、その他の文字及び縁は黒色、地を白色とする。

1-1-30 爆発及び火災の防止

1. 請負者は、火薬類の使用については、以下の規定によらなければならない。
 - (1) 請負者は、発破作業等に使用する火薬類等の危険物を備蓄し、使用する必要がある場合、火薬類取締法等関係法令を遵守しなければならない。

また、関係官公庁の指導に従い、爆発等の防止の措置を講じるものとする。

なお、監督員の請求があった場合には、直ちに従事する火薬類取扱保安責任者の火薬類保安手帳及び従事者手帳を提示しなければならない。
 - (2) 現地に火薬庫等を設置する場合は、火薬類の盗難防止のための立入防止柵、警報装置等を設置し保管管理に万全の措置を講ずるとともに、夜間においても、周辺の監視等を行い安全を確保しなければならない。
1. 請負者は、火気の使用については、以下の規定による。
 - (1) 請負者は、火気の使用を行う場合は、工事中の火災予防のため、その火気の使用場所及び日時、消火設備等を施工計画書に記載しなければならない。
 - (2) 請負者は、喫煙等の場所を指定し、指定場所以外での火気の使用を禁止しなければならない。
 - (3) 請負者は、ガソリン、塗料等の可燃物の周辺に火気の使用を禁止する旨の表示を行い、周辺の整理に努めなければならない。
 - (4) 請負者は、伐採除根、掘削等により発生した雑木、草等を野焼きしてはならない。

1-1-31 後片付け

請負者は、工事の全部または一部完成に際して、一切の請負者の機器、余剰資材、残骸及び各種の仮設物を片付けかつ撤去し、現場及び工事にかかる部分を清掃し、かつ整然とした状態にするものとする。

ただし、設計図書において存置するとしたものを除く。また、工事検査に必要な足場、はしご等は、監督員の指示に従って存置し、検査終了後撤去するものとする。

1-1-32 事故報告書

請負者は、工事施工中に事故が発生した場合には、直ちに監督員に連絡するとともに、指示する期日までに、任意の書式で事故報告書を提出しなければならない。

1-1-33 環境対策

1. 請負者は、建設工事に伴う騒音振動対策技術指針（建設大臣官房技術参事官通達、昭和62年3月30日改正）、関連法令並びに仕様書の規定を遵守の上、騒音、振動、大気汚染、水質汚濁等の問題については、施工計画及び工事の実施の格段階において十分に検討し、周辺地域の環境保全に努めなければならない。

2. 請負者は、環境への影響が予知されまたは発生した場合は、直ちに応急措置を講じ監督員に連絡しなければならない。

また、第三者からの環境問題に関する苦情に対しては、誠意を持ってその対応にあたり、その交渉等の内容は、後日紛争とならないよう文書で取り交わす等明確にしておくとともに、状況を随時監督員に報告しなければならない。

3. 監督員は、工事の施工に伴い地盤沈下、地下水の遮断等の理由により第三者への損害が生じた場合には、請負者が善良な管理者の注意義務を果たし、その損害が避け得なかったか否かの判断をするための資料を監督員に提出しなければならない。

4. 請負者は、工事の施工にあたり表 1-1 に示す一般工事中建設機械を使用する場合、およびトンネル坑内作業にあたり表 1-2 に示すトンネル工事中建設機械を使用する場合は、「特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律（平成 17 年法律第 51 号）」に基づく技術基準に適合する機械、または、「排出ガス対策型建設機械指定要領（平成 3 年 10 月 8 日付け建設省経機発第 249 号、最終改正平成 22 年 3 月 18 日付国総施第 291 号）」、「排出ガス対策型建設機械の普及促進に関する規程（平成 18 年 3 月 17 日付け国土交通省告示 348 号）」もしくは「第 3 次排出ガス対策型建設機械指定要領（平成 18 年 3 月 17 日付け国総施第 215 号）」に基づき指定された排出ガス対策型建設機械を使用しなければならない。

ただし、平成 7 年度建設技術評価制度公募課題「建設機械の排出ガス浄化装置の開発」、またはこれと同等の開発目標で実施された民間開発建設技術の技術指針・証明事業もしくは建設技術審査証明事業により評価された浄化装置を装着した建設機械についても、排出ガス対策型建設機械と見なすことができる。ただし、これによりがたい場合は、監督員と協議するものとする。

表 1-1

機 種	備 考
一般工事中建設機械 ・バックホウ・トラクターショベル（車輪式）・ブルドーザ・発動発電機（可搬式）・空気圧縮機（可搬式）・油圧ユニット（以下に示す基礎工事中機械のうち、ベースマシーンとは別に、独立したディーゼルエンジン駆動の油圧ユニットを搭載しているもの：油圧ハンマー、パイプロハンマー、油圧式鋼管圧入・引抜機、油圧式杭圧入・引抜機、アースオーガー、オールケーシング掘削機、リバースサーキュレーションドリル、アースドリル、地下連続壁施工機、全回転型オールケー	ディーゼルエンジン（エンジン出力 7.5kw 以上 260kw 以下）を搭載した建設機械に限る。

シング掘削機)・ロードローラ、タイヤローラ、振動ローラ、ホイールクレーン	
--------------------------------------	--

表 1—2

機 種	備 考
トンネル工事中建設機械 <ul style="list-style-type: none"> ・ バックホウ ・ トラクターショベル ・ 大型ブレーカ ・ コンクリート吹付機 ・ ドリルジャンボ ・ ダンプトラック ・ トラックミキサ 	ディーゼルエンジン（エンジン出力 30kw～260kw）を搭載した建設機械に限る。 ただし、道路運送車両の保安基準に排出ガス基準が定められている自動車の種別で、有効な自動車検査証の交付を受けているものは除く。

5. 請負者は、軽油を燃料とする特定特殊自動車の使用にあたって、燃料を購入して使用するときは、当該特定特殊自動車の製作等に関する事業者又は団体が推奨する軽油（ガソリンスタンド等で販売されている軽油をいう。）を選択しなければならない。

また、監督員から特定特殊自動車に使用した燃料の購入伝票を求められた場合、提示しなければならない。なお、軽油を燃料とする特定特殊自動車の使用にあたっては、下請負業者に関係法令等を遵守させるものとする。

6. 請負者は、建設工事に伴う騒音振動対策技術指針（建設大臣官房技術参事官通達、昭和 62 年 3 月 30 日改正）によって低騒音型・低振動型建設機械を設計図書で使用義務付けている場合には、低騒音型・低振動型建設機械の指定に関する規定（国土交通省告示、平成 13 年 4 月 9 日）に基づき指定された建設機械を使用しなければならない。

ただし、施工時期・現場条件等により一部機種の変達が不可能な場合は、認定機種と同程度と認められる機種または対策をもって協議することができるものとする。

7. 請負者は、資材、工法、建設機械又は目的物の使用にあたっては、事業ごとの特性を踏まえ、必要とされる強度や耐久性、機能の確保、コスト等に留意しつつ、「国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（平成 15 年 7 月改正 法律第 119 号。「グリーン購入法」という。）」第 6 条の規定に基づく「環境物品等の調達の推進に関する基本方針」で定める特定調達品目の使用を積極的に推進するものとし、その調達実績の集計結果を監督員に提出するものとする。

なお、集計および提出の方法や特定調達品目を使用するに際して必要となる設計図書の変更については、監督員と協議するものとする。

1-1-34 文化財の保護

1. 請負者は、工事の施工にあたって文化財の保護に十分注意し、使用人等に文化財の重要性を十分認識させ、工事中に文化財を発見したときは直ちに工事を中止し、設計図書に関して監督員と協議するものとする。
2. 請負者が、工事の施工にあたり、文化財その他の埋設物を発見した場合は、発注者との契約にかかる工事に起因するものとみなし、発注者が、当該埋設部の発見者としての権利を保有するものである。

1-1-35 交通安全管理

1. 請負者は、工事中運搬路として、公衆に供する道路を使用するときは、積載物の落下等により、路面を損傷し、あるいは汚損することのないようにするとともに、特に第三者に工事公害による損害を与えないようにしなければならない。
なお、第三者に工事公害による損害を及ぼした場合は、契約書第 28 条によって処置するものとする。
2. 請負者は、工事中車両による土砂、工事中資材及び機械などの輸送を伴う工事については、関係機関と打合せを行い、交通安全に関する担当者、輸送経路、輸送期間、輸送方法、輸送担当業者、交通誘導員の配置、標識安全施設等の設置場所、その他安全輸送上の事項について計画を立て、災害の防止を図らなければならない。
3. 請負者は、ダンプトラック等の大型輸送機械で大量の土砂、工事中資材等の輸送をとまなう工事は、事前に関係機関との打合せのうえ、交通安全等輸送に関する必要な事項の計画を立て、施工計画書に記載しなければならない。
4. 請負者は、供用中の公共道路に係る工事の施工にあたっては、交通の安全について、監督員、道路管理者及び所轄警察署と打合せを行うとともに、道路標識、区画線及び道路標示に関する命令（平成 22 年 12 月 17 日総理府・国土交通省令第 3 号）、道路工事現場における表示施設の設置基準（建設省道路局長通達、昭和 37 年 8 月 30 日）、道路工事現場における表示施設等の設置基準の一部改正について（局長通知平成 18 年 3 月 31 日国道利 37 号・国道国防第 205 号）、道路工事現場における工事情報板及び工事説明看板の設置について（建設省道路局長路政課長、国道・防災課長通知平成 18 年 3 月 31 日国道利 38 号・国道国防第 206 号）及び道路工事保安施設設置基準（案）（建設省道路局国道第一課通知昭和 47 年 2 月）に基づき、安全対策を講じなければならない。
5. 発注者が、工事中道路に指定するもの以外の工事中道路は、請負者の責任において使用するものとする。

6. 請負者は、特記仕様書に他の請負者と工事用道路を供用する定めがある場合においては、その定めに従うとともに、関連する請負者と緊密に打合せ、相互の責任区分を明らかにして使用するものとする。
7. 公衆の交通が自由かつ安全に通行するのに支障となる場所に材料または設備を保管してはならない。請負者は、毎日の作業終了時及び何らかの理由により建設作業を中断する時には、交通管理者協議で許可された常設作業帯内を除き一般の交通に使用される路面からすべての設備その他の障害物を撤去しなくてはならない。
8. 請負者は、建設機械、資材等の運搬にあたり、車両制限令（平成 16 年 12 月 8 日改正 政令第 387 号）第 3 条における一般的制限値を超える車両を通行させるときは、道路法第 47 条の 2 に基づく通行許可を得ていることを確認しなければならない。

表 1—3 一般的制限値

車両の諸元	一般的制限値
幅	2.5m
長さ	12.0m
高さ	3.8m
重量 総重量	20.0t（但し、高速自動車国道・指定道路については、軸距・長さに応じ最大 25.0 t）
軸重	10.0 t
隣接軸重の合計	隣り合う車軸にかかる軸距 1.8m 未満の場合は 18t (隣り合う車軸にかかる軸距が 1.3m 以上でかつ、当該隣り合う車軸に係る軸重が 9.5t 以下の場合は 19t)、1.8m 以上の場合は 20t
輪荷重	5.0t
最小回転半径	12.0m

1—1—36 施設管理

請負者は、工事現場における公物（各種公益企業施設を含む。）または部分使用施設（契約書第 33 条の適用部分）について、施工管理、契約図書における規定の履行を以っても不都合が生じるおそれがある場合には、その処置について監督員と協議できるものとする。

なお、当該協議事項は、契約書第 9 条の規定に基づき処理されるものとする。

1—1—37 諸法令の遵守

1. 請負者は、当該工事に関する諸法令を遵守し、工事の円滑な進捗を図るとともに、諸法令の適用運用は請負者の責任において行わなければならない。なお、主な法令は以下に示すと

おりである。

- | | |
|-------------------------|--------------------|
| (1) 座間市契約規則 | (昭和 60 年規則第 17 号) |
| (2) 建設業法 | (昭和 24 年法律第 100 号) |
| (3) 下請代金支払遅延等防止法 | (昭和 31 年法律第 120 号) |
| (4) 労働基準法 | (昭和 22 年法律第 49 号) |
| (5) 労働安全衛生法 | (昭和 47 年法律第 57 号) |
| (6) 作業環境測定法 | (昭和 50 年法律第 28 号) |
| (7) じん肺法 | (昭和 35 年法律第 30 号) |
| (8) 雇用保険法 | (昭和 49 年法律第 116 号) |
| (9) 労働者災害補償保険法 | (昭和 22 年法律第 50 号) |
| (10) 健康保険法 | (昭和 11 年法律第 70 号) |
| (11) 中小企業退職金共済法 | (昭和 34 年法律第 160 号) |
| (12) 建設労働者の雇用の改善等に関する法律 | (昭和 51 年法律第 33 号) |
| (13) 出入国管理及び難民認定法 | (平成 3 年法律第 94 号) |
| (14) 道路法 | (昭和 27 年法律第 180 号) |
| (15) 道路交通法 | (昭和 35 年法律第 105 号) |
| (16) 道路運送法 | (昭和 26 年法律第 183 号) |
| (17) 道路運送車両法 | (昭和 26 年法律第 185 号) |
| (18) 砂防法 | (明治 30 年法律第 29 号) |
| (19) 地すべり等防止法 | (昭和 33 年法律第 30 号) |
| (20) 河川法 | (昭和 39 年法律第 167 号) |
| (21) 下水道法 | (昭和 33 年法律第 79 号) |
| (22) 航空法 | (昭和 27 年法律第 231 号) |
| (23) 公有水面埋立法 | (大正 10 年法律第 57 号) |
| (24) 軌道法 | (大正 10 年法律第 76 号) |
| (25) 森林法 | (昭和 26 年法律第 249 号) |
| (26) 環境基本法 | (平成 5 年法律第 91 号) |
| (27) 火薬類取締法 | (昭和 25 年法律第 149 号) |
| (28) 大気汚染防止法 | (昭和 43 年法律第 97 号) |
| (29) 騒音規制法 | (昭和 43 年法律第 98 号) |
| (30) 水質汚濁防止法 | (昭和 45 年法律第 138 号) |
| (31) 湖沼水質保全特別措置法 | (昭和 59 年法律第 61 号) |
| (32) 振動規制法 | (昭和 51 年法律第 64 号) |
| (33) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律 | (昭和 45 年法律第 137 号) |

- (34) 文化財保護法 (昭和 25 年法律第 214 号)
- (35) 砂利採取法 (昭和 43 年法律第 74 号)
- (36) 電気事業法 (昭和 39 年法律第 170 号)
- (37) 消防法 (昭和 23 年法律第 186 号)
- (38) 測量法 (昭和 24 年法律第 188 号)
- (39) 建築基準法 (昭和 25 年法律第 201 号)
- (40) 都市公園法 (昭和 31 年法律第 79 号)
- (41) 建築工事に係る資材の再資源化等に関する法律 (平成 12 年法律第 104 号)
- (42) 土壤汚染対策法 (平成 14 年法律第 53 号)
- (43) 駐車場法 (平成 18 年 5 月改正法律第 46 号)
- (44) 自然環境保全法 (昭和 47 年法律第 85 号)
- (45) 自然公園法 (昭和 32 年法律第 161 号)
- (46) 公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律 (平成 12 年法律第 127 号)
- (47) 国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律 (平成 12 年法律第 100 号)
- (48) 河川法施行法 (昭和 39 年法律第 168 号)
- (49) 技術士法 (昭和 58 年法律第 25 号)
- (50) 漁業法 (昭和 24 年法律第 267 号)
- (51) 漁港漁場整備法 (平成 19 年 5 月改正法律第 61 号)
- (52) 空港法 (平成 20 年法律第 75 号)
- (53) 計量法 (平成 4 年法律第 51 号)
- (54) 厚生年金保険法 (昭和 29 年法律第 115 号)
- (55) 資源の有効な利用の促進に関する法律 (平成 3 年法律第 48 号)
- (56) 最低賃金法 (昭和 34 年法律第 137 号)
- (57) 職業安定法 (昭和 22 年法律第 141 号)
- (58) 所得税法 (昭和 40 年法律第 33 号)
- (59) 水産資源保護法 (昭和 26 年法律第 313 号)
- (60) 著作権法 (昭和 45 年法律第 48 号)
- (61) 電波法 (昭和 25 年法律第 131 号)
- (62) 土砂等を運搬する大型自動車による交通事故の防止等に関する特別措置法 (昭和 42 年法律第 131 号)
- (63) 労働保険の保険料の徴収等に関する法律 (昭和 44 年法律第 84 号)
- (64) 農薬取締法 (昭和 23 年法律第 82 号)
- (65) 毒物及び劇物取締法 (昭和 25 年法律第 303 号)

- (66) 特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律 (平成 18 年法律第 62 号)
- (67) 公共工事の品質確保の促進に関する法律 (平成 17 年法律第 18 号)
- (68) 警備業法 (昭和 47 年法律第 117 号)
- (69) 行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律 (平成 15 年法律第 58 号)
- (70) 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律 (平成 19 年 3 月改正法律第 19 号)
- (71) 水道法 (昭和 32 年法律第 177 号)
- (72) 神奈川県土砂の適正処理に関する条例 (平成 11 年条例第 3 号)
- (73) 座間市の地下水を保全する条例施行規則 (平成 10 年規則第 43 号)
- (74) 座間市土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例 (平成 3 年条例第 1 号)
- (75) 座間市道路管理規則 (昭和 61 年規則第 28 号)
- (76) 座間市環境基本条例 (平成 24 年条例第 2 号)

2. 請負者は、諸法令を遵守し、これに違反した場合発生するであろう責任が、発注者に及ばないようにしなければならない。

3. 請負者は、当該工事の計画、図面、仕様書および契約そのものが第 1 項の諸法令に照らして不適当であったり矛盾していることが判明した場合には速やかに監督員と協議しなければならない。

1-1-38 官公庁等への手続等

1. 請負者は、工事期間中、関係官公庁およびその他の関係機関と連絡を保たなければならない。

2. 請負者は、工事施工にあたり請負者の行うべき関係官公庁およびその他の関係機関への届出等を、法令、条例または設計図書の定めにより実施しなければならない。

3. 請負者は、諸手続きにおいて許可、承諾等を得たときは、その書面の写しを監督員に提示しなければならない。

なお、監督員から請求があった場合は、写しを監督員に提示しなければならない。

4. 請負者は、手続きに許可承諾条件がある場合これを遵守しなければならない。なお、請負者は、許可承諾内容が設計図書に定める事項と異なる場合、監督員と協議しなければならない。

5. 請負者は、工事の施工に当たり、地域住民との間に紛争が生じないように努めなければならない。

6. 請負者は、地元関係者等から工事に関して苦情があり、請負者が対応すべき場合は誠意を持ってその解決に当たらなくてはならない。

7. 請負者は、地方公共団体、地域住民等と工事の施工上必要な交渉を、自らの責任において

行わなければならない。請負者は、交渉に先立ち、監督員に連絡の上、これらの交渉に当たっては、誠意を持って対応しなければならない

8. 請負者は、前項までの交渉等の内容は、後日扮装とならないよう文書で取り交わす等明確にしておくとともに、状況を随時監督員に報告し、指示があればそれに従うものとする。

1-1-39 施工時期及び施工時間の変更

1. 請負者は、設計図書に施工時間が定められている場合でその時間を変更する必要がある場合は、あらかじめ監督員と協議するものとする。
2. 請負者は、設計図書に施工時間が定められていない場合で、官公庁の休日または夜間に、作業を行うにあたっては、事前にその理由を監督員に連絡しなければならない。
ただし、現道上の工事については書面により提出しなければならない。

1-1-40 工事測量

1. 請負者は、工事着手後速やかに測量を実施し、測量標(仮 BM)、工事中用多角点の設置及び用地境界、中心線、縦断、横断等を確認しなければならない。測量結果が設計図書に示されている数値と差異を生じた場合は監督員に測量結果を速やかに提出し指示を受けなければならない。
なお、測量標(仮 BM)及び多角点を設置するための基準となる点の選定は、監督員の指示を受けなければならない。
また請負者は、測量結果を監督員に提出しなければならない。
2. 請負者は、工事施工に必要な仮水準点、多角点、基線、法線、境界線の引照点等を設置し、施工期間中適宜これらを確認し、変動や損傷のないよう努めなければならない。変動や損傷が生じた場合、監督員に連絡し、直ちに水準測量、多角測量等を実施し、仮の水準点、多角点、引照点等を復元しなければならない。
3. 請負者は、用地幅杭、測量標(仮 BM)、工事中用多角点及び重要な工事中用測量標を移設してはならない。
ただし、これを存知することが困難な場合は、監督員と協議しなければならない。
なお、移設する場合は、隣接土地所有者との間に紛争が生じないようにしなければならない。
4. 請負者は、工事の施工に当たり、損傷を受けるおそれのある杭または障害となる杭の設置換え、移設及び復元を含めて、発注者の設置した既存杭の保全に対して責任を負わなければならない。
5. 水準測量及び水深測量は、設計図書に定められている基準高あるいは工事中用基準面を基準として行うものとする。

1-1-41 提出書類

1. 請負者は、提出書類を工事請負契約関係の書式集等に基づいて、監督員に提出しなければならない。これに定めのないものは、監督員の指示による様式によらなければならない。
2. 契約書第9条第5項に規定する「設計図書に定めるもの」とは、請負代金額に係わる請求書、代金代理受領諾申請書、遅延利息請求書、監督員に関する措置請求に係わる書類及びその他現場説明等で指定した書類をいう。

1-1-42 不可抗力による損害

1. 請負者は、災害発生後直ちに被害の詳細な状況を把握し、当該被害が契約書第29条の規定の適用を受けられる場合には、直ちに工事災害通知書を監督員を通じて発注者に通知しなければならない。
2. 契約書第29条第1項に規定する「設計図書で定めた基準」とは、次の各項に掲げるものをいう。

(1) 波浪、高潮に起因する場合

波浪、高潮が想定している設計条件以上または周辺状況から判断してそれと同等以上と認められる場合

(2) 降雨に起因する場合次のいずれかに該当する場合とする。

①24時間雨量（任意の連続24時間における雨量をいう。）が80mm以上

②1時間雨量（任意の60分における雨量をいう。）が20mm以上

③連続雨量（任意の72時間における雨量をいう。）が150mm以上

④その他設計図書で定めた基準

(3) 強風に起因する場合

最大風速（10分間の平均風速で最大のものをいう。）が15m/秒以上あった場合

(4) 河川沿いの施設にあっては、河川の警戒水位以上、またはそれに準ずる出水により発生した場合

(5) 地震、津波、豪雪に起因する場合周辺の状況により判断し、相当の範囲にわたって他の一般物件にも被害を及ぼしたと認められる場合

3. 契約書第29条第2項に規定する「乙が善良な管理者の注意義務を怠ったことに基づくもの」とは、設計図書及び契約書第26条に規定する予防措置を行ったと認められないもの及び災害の一因が施工不良等請負者の責によるとされるものをいう。

1-1-43 特許権等

1. 請負者は、特許権を使用する場合、設計図書に特許権等の対象である旨明示が無く、その使用に関する費用負担を契約書第8条に基づき発注者に求める場合、権利を有する第三者と

使用条件の交渉を行う前に、監督員と協議しなければならない。

2. 請負者は、業務の遂行により発明または考案したときは、これを保全するために必要な措置を講じ、出願及び権利の帰属については、発注者と協議しなければならない。
3. 発注者が、引継ぎを受けた契約の目的物が著作権法（平成 22 年 12 月 3 日改正 法律第 65 号第 2 条第 1 項第 1 号）に規定される著作物に該当する場合は、当該著作物の著作権は発注者に帰属するものとする。

なお、前項の規定により出願および権利等が発注者に帰属する著作物については、発注者はこれを自由に加除または編集して利用することができる。

1-1-44 保険の付保及び事故の損傷

座間市公共工事共通取扱書第 2 章共通使用 1 共通仕様（1 1）保険の付保及び事故の補償に関する仕様書による。

1-1-45 臨機の措置

1. 請負者は、災害防止等のため必要があると認めるときは、臨機の措置をとらなければならない。
また、請負者は、措置をとった場合には、その内容をすみやかに監督員に通知しなければならない。
2. 監督員は、暴風、豪雨、洪水、高潮、地震、津波、地すべり、落盤、火災、騒乱、暴動その他自然的または人為的事象（以下「天災等」という。）に伴ない、工事目的物の品質・出来形の確保及び工期の遵守に重大な影響があると認められるときは、請負者に対して臨機の措置をとることを請求することができる。

第2編 材料編

「神奈川県土木工事共通仕様書・平成24年8月改訂版」を準用し、「神奈川県県土整備局」とあるものを、「座間市」と、「受注者」とあるものを「請負者」と読み替える。

第3編 土木工事共通編

「神奈川県土木工事共通仕様書・平成24年8月改訂版」を準用し、「神奈川県県土整備局」とあるものを、「座間市」と、「受注者」とあるものを「請負者」と読み替えることとし、一部内容については、次のとおりとする。

第1章 総則

第1節 総則

1-1-1 用語の定義

3. 技術検査とは、座間市工事等検査規程に基づき行うものをいう。

1-1-2 工程表

請負者は、契約書第3条に規定する工程表を任意の書式により作成し、監督員を経由して発注者に提出しなければならない。

1-1-4 支給材料及び支給品

1. 土木工事にあつては、第1編の1-1-18 支給材料及び貸与品の規程によらなければならない。
2. 削除 (建設機械の無償貸付仕様書について記述)

1-1-5 監督員による確認及び立会い

1. 請負者は、設計図書に従って、監督員の立会いが必要な場合は、あらかじめ監督員の承諾を得て行わなければならない。

1-1-9 工事完成図書の納品

4. 削除 電子納品に関して記述。

1-1-10 技術検査

1. 請負者は、「座間市工事等検査規程」に基づく、技術検査を受けなければならない。

3. 随時検査は、設計図書において対象工事と定められた工事等について実施するものとする。
5. 随時検査の時期選定は、工事主管課長が必要と認めるときに行うものとし、随時検査を実施する旨及び検査日を監督員を通じて事前に通知するものとする。

1-1-15 提出書類

1. 請負者は、提出書類を工事請負契約関係の書式集等に基づいて監督員に提出しなければならない。これに定めのないものは、監督員の指示する様式によらなければならない。

第2章 一般施行

「神奈川県土木工事共通仕様書・平成24年8月改訂版」を準用し、「神奈川県県土整備局」とあるものを、「座間市」と、「受注者」とあるものを「請負者」と読み替えることとし、一部内容については、次のとおりとする。

第3節 共通的工種

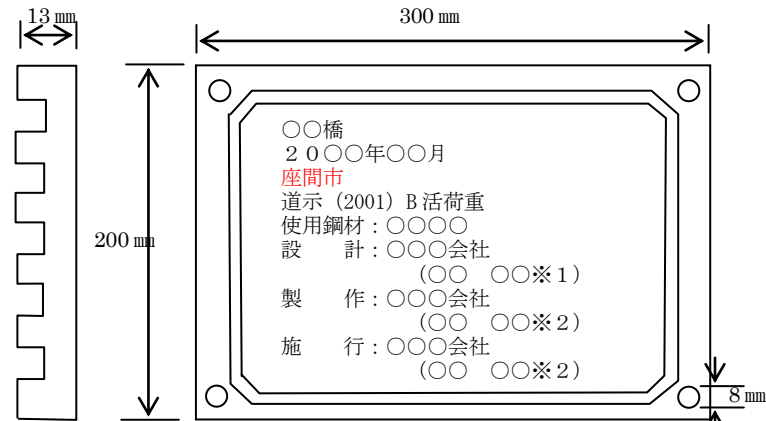
2-3-3 作業土工（床掘り・埋戻し）

8. 請負者は、設計図書で示した構造物の埋戻し材料の他、監督員が示す材料については、この仕様書における関係各項に定めた土質のものを用いなければならない。
15. 市が管理する道路及び道路予定地において埋戻しを行う場合は、座間市道路管理規則により速やかに埋戻しを行い、交通に支障のないようにしなければならない。

2-3-25 銘板工

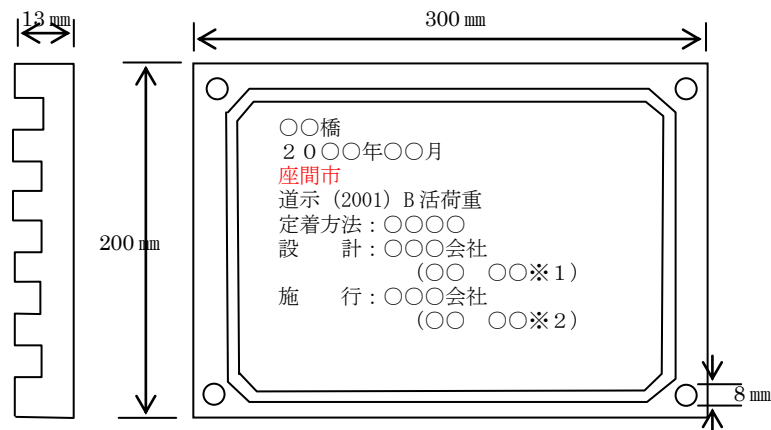
請負者は、橋歴板の作成については、材質は鋳物用銅合金地金（JIS H 2201）を原則とするが、設計図書による材質とする。

寸法及び記載事項は、図2-2によらなければならない。ただし、記載する技術者等の氏名について、これにより難しい場合は監督員と協議しなければならない。



板厚 8 mm、字厚 5 mm、計 13 mm

※1 管理技術者氏名、※2 監理技術者等氏名



板厚 8 mm、字厚 5 mm、計 13 mm

※1 管理技術者氏名、※2 監理技術者等氏名

図 2 - 2

第4編 河川編

第5編 河川海岸編

第6編 砂防編

第7編 ダム編

第8編 道路編

「神奈川県土木工事共通仕様書・平成24年8月改訂版」を準用し、「神奈川県県土整備局」とあるものを、「座間市」と、「受注者」とあるものを「請負者」と読み替えることとし、一部内容については、次のとおりとする。

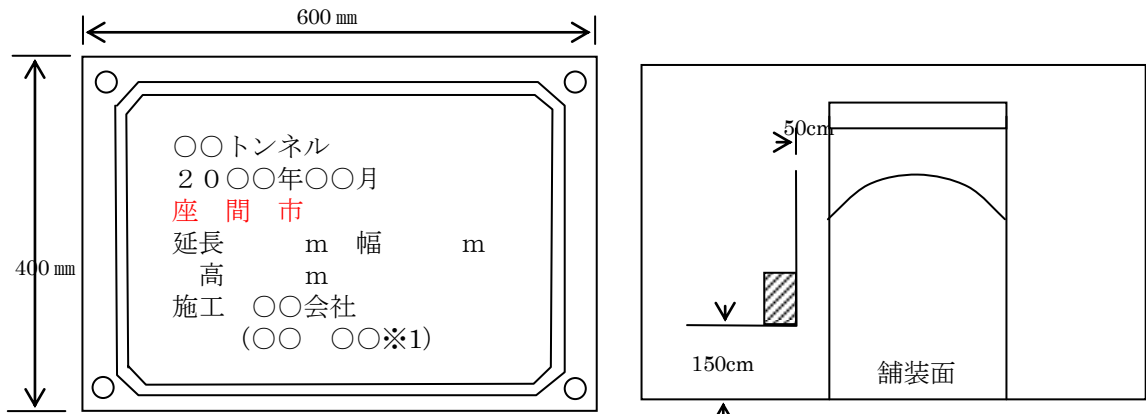
第6章 トンネル (NATM)

第8節 抗門工

6-8-6 銘板工

(標示板)

(取付け図)



板厚 8mm、字厚 5mm、計 13mm

※1 監理技術者等氏名

図6-2